

議案第 15 号

各種学校（にちなん中国山地林業アカデミー）の設置認可について

各種学校（にちなん中国山地林業アカデミー）の設置認可について、別紙のとおり議決を求めます。

平成 31 年 3 月 15 日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

各種学校（にちなん中国山地林業アカデミー）の設置認可について

平成31年3月15日
高等学校課

1 にちなん中国山地林業アカデミー（日南町立）の概要

- (1) 主 体 日南町
- (2) 学 校 名 にちなん中国山地林業アカデミー
- (3) 所 在 地 鳥取県日野郡日南町多里782番地2
- (4) 目 的 日南町及び近隣市町村等の豊かな森林資源を活用した林業、木材産業等の振興並びに林業の持続的かつ健全な発展を図るため、林業、木材産業等への就業者を育成するとともに、森林及び林業等に関する知識及び技術を習得する優れた人材を育成する。
- (5) 就業年限 1ヶ年
- (6) 定 員 10名（林業専修科1年コース）
- (7) 授 業 料 9.8万円（年間）
- (8) 教 職 員 19名（学長1名、副学長兼事務局長1名、主任教諭1名、実習助手2名
非常勤講師12名、非常勤実習助手1名、非常勤事務職員1名）
※専任教員3名
- (9) 校 地 1,667.6㎡（敷地内に桜ヶ瀬会館801㎡）
- (10) 校 舎 374.97㎡
- (11) 演 習 林 668ha（東京ドーム30個分）

2 設置形態

学校教育法第134条第1項に規定する各種学校

3 主な教育内容

資料1のとおり

4 認可基準と判断内容

資料2のとおり

5 認可する日

（議決の日）

6 今後の予定

平成31年4月1日 開校

主な教育内容（にちなん中国山地林業アカデミー）

1 教育課程の編成方針

研修期間は1年、総時間数は1,369時間とし、①経験豊富な講師陣による林業技術指導、②各種研究機関・行政等との連携による専門知識の習得、③優良林業事業者での実践力の習得を基本方針とするカリキュラムを策定する。

また、林内における労働災害の発生率が、他産業に比べ非常に高いことから、安全講習、救急救命講習の充実も図る。

2 学習内容

基本的授業の形態：週4回林業実習、週1回講義

(1) 林業入門 (18 単位)

(2) 社会人育成 (27 単位)

英会話、現代社会論、地域理解、社会人基礎、救急救命講習

(3) 林学 (90 単位)

造林学、森林計画学、森林環境・生態学、森林土壌学、野生動物管理学、林政学、木材利用学、苗木生産概論

(4) 林業講義 (90 単位)

林業労働安全衛生論、林業人講話、林業の道づくり、林業事業者経営論

(5) 実践林業 (555 単位)

育林実習、高性能林業機械基礎、素材生産実習、林業現場管理、新しい森づくり、林業実務視察

(6) インターン (336 単位)

インターンシップ、林業機械展研修、海外研修（希望者）

(7) 林業ゼミ (30 単位)

(8) 資格 (223 単位)

3 取得資格

①車両系建設機械（整地等）運転技能講習 ②不整地運搬車運転技能講習

③小型移動式クレーン運転技能講習 ④玉掛け技能講習

⑤フォークリフト運転技能講習 ⑥伐木等の業務従事者に係る特別教育

⑦伐木等機械の運転の業務に係る特別教育 ⑧走行集材機械の運転の業務に係る特別教育

⑨簡易架線集材装置の運転業務に係る特別教育 ⑩刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育

⑪救急救命講習 ⑫狩猟免許

各種学校（にちなん中国山地林業アカデミー）の設置認可申請に係る審査表

項目 (根拠法令)	認可基準	申請内容	判定
各種学校の定義 (学校教育法第134条第1項)	学校教育に類する教育を行うものは、各種学校とする。	日南町及び近隣市町村等の豊かな森林資源を活用した林業、木材産業等の振興並びに林業の持続的かつ健全な発展を図るため、林業、木材産業等への就業者を育成するとともに、森林及び林業等に関する知識及び技術を習得する優れた人材を育成する。	○
経費及び維持の方法 (学校教育法第134条第2項(第5条準用))	学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。	授業料、その他の費用をもって充てる。 ○授業料等(単位:千円) 林業専修科 修業期間1年(10名) 入学金 授業料(1年) 林業後継者育成事業委託料(1年) 0 980 35,000	○
授業料 (学校教育法第134条第2項(第6条準用))	学校においては、授業料を徴収することができる。		
校長、教員 (学校教育法第134条第2項(第7条準用))	校長及び相当数の教員を置かなければならない。	学 長 兼任 1名(責任者の役職名は「学長」とする) 副学長 専任 1名(事務局長を兼ねる) 主任教諭 専任 1名 講 師 兼任 12名 実習助手 専任 2名 実習助手 兼任 1名 その他職員 兼任 1名 計 19名(うち専任教員3名)	○
修業期間 (各種学校規程第3条)	修業期間は、1年以上とする。ただし、簡易に修得することができる技術、技芸等の課程については、3月以上1年未満とすることができる。	林業専修科 修業期間1年(10名)	○
授業時数 (各種学校規程第4条)	授業時数は、その修業期間が、1年以上の場合にあつては1年間にわたり680時間以上を基準として定めるものとし、1年未満の場合にあつてはその修業期間に応じて授業時数を減じて定めるものとする。	年間680時間以上 林業専修科 修業期間1年 年間1369時間	○
生徒数 (各種学校規程第5条第1項)	収容定員は、教員数、施設及び設備その他の条件を考慮して、適当な数を定めるものとする。	林業専修科 修業期間1年(10名)	○
(各種学校規程第5条第2項)	同時に授業を行う生徒数は、40人以下とする。	クラス数:1クラス	
入学資格 (各種学校規程6条)	課程に応じ、一定の入学資格を定め、これを適当な方法によつて明示しなければならない。	(1) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校を卒業した者 (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者 (3) 通常の課程以外の課程により前号に相当する学校教育を修了した者 (4) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で学長が認めた者 (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者 (6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。) (7) (1)~(6)の規定にかかわらず、本学における研修を受けるにふさわしい学力があると学長が認めた者	○
校長 (各種学校規程第7条)	校長は、教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する職又は業務に従事した者でなければならない。	学長である中村英明氏は、昭和49年度から日南町役場に務め、平成22年からは日南町副町長に就任し、日南町の教育を含む行政全般に携わってきた。平成30年12月より日南町長に就任。	○
教員編成 (各種学校規程第8条)	課程及び生徒数に応じて必要な数の教員をおかなければならない。ただし3名以上。	※【校長、教員】の項目に同じ	○
位置 (各種学校規程第9条第1項)	位置は、教育上及び保健衛生上適切な環境に定めなければならない。	教育上及び保健衛生上適切な環境に設置されている。 ・林業アカデミー校舎(日南町多里782番地2) ・林業アカデミー研修棟(日南町新屋1860番1) ・林業アカデミー演習林(日南町新屋1860番1ほか65筆)	○

<p>施設、設備</p> <p>(各種学校規程第9条第2項)</p>	<p>その教育の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具その他の施設、設備を備えなければならない。</p>	<p>○校地 1,667.6㎡(敷地内に桜ヶ瀬会館)</p> <p>○校舎(林業アカデミー校舎)</p> <table border="0"> <tr><td>教室(2部屋)</td><td>94.12㎡</td><td>(講義室、研修室)</td></tr> <tr><td>教職員室(事務室)</td><td>26.89㎡</td><td></td></tr> <tr><td>図書室</td><td>17.28㎡</td><td></td></tr> <tr><td>保健室</td><td>7.2㎡</td><td></td></tr> <tr><td>男子便所</td><td>11.52㎡</td><td></td></tr> <tr><td>女子便所</td><td>2.06㎡</td><td></td></tr> <tr><td>多目的トイレ</td><td>3.84㎡</td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td>212.06㎡</td><td></td></tr> <tr><td>合計</td><td>374.97㎡</td><td>(※37.5㎡/人)</td></tr> </table> <p>○実験実習室(林業アカデミー研修棟)124.56㎡ 演習林668ha</p> <p>○設備(校具、教具等)</p> <table border="0"> <tr><td>校具</td><td>生徒机等</td><td>13点</td><td>(3人掛け39人分の机あり:実物確認済)</td></tr> <tr><td></td><td>生徒椅子</td><td>40点</td><td></td></tr> <tr><td>教具</td><td>ノートPC等</td><td>114点</td><td></td></tr> <tr><td>図書</td><td>学校図書</td><td>500冊</td><td></td></tr> </table>	教室(2部屋)	94.12㎡	(講義室、研修室)	教職員室(事務室)	26.89㎡		図書室	17.28㎡		保健室	7.2㎡		男子便所	11.52㎡		女子便所	2.06㎡		多目的トイレ	3.84㎡		その他	212.06㎡		合計	374.97㎡	(※37.5㎡/人)	校具	生徒机等	13点	(3人掛け39人分の机あり:実物確認済)		生徒椅子	40点		教具	ノートPC等	114点		図書	学校図書	500冊		○
教室(2部屋)	94.12㎡	(講義室、研修室)																																												
教職員室(事務室)	26.89㎡																																													
図書室	17.28㎡																																													
保健室	7.2㎡																																													
男子便所	11.52㎡																																													
女子便所	2.06㎡																																													
多目的トイレ	3.84㎡																																													
その他	212.06㎡																																													
合計	374.97㎡	(※37.5㎡/人)																																												
校具	生徒机等	13点	(3人掛け39人分の机あり:実物確認済)																																											
	生徒椅子	40点																																												
教具	ノートPC等	114点																																												
図書	学校図書	500冊																																												
<p>(各種学校規程第10条第1項、第2項、第3項)</p>	<p>・校舎の面積は、115.70㎡以上とし、かつ、同時に授業を行う生徒一人当たり2.31㎡以上とする。</p> <p>・校舎には、教室、管理室、便所その他必要な施設を備えなければならない。</p> <p>・各種学校は、課程に応じ、実習場その他の必要な施設を備えなければならない。</p>		○																																											
<p>(各種学校規程第11条第1項)</p>	<p>課程及び生徒数に応じ、必要な種類及び数の校具、教具、図書その他の設備を備えなければならない。</p>																																													
<p>名称</p> <p>(各種学校規程第12条)</p>	<p>名称は、各種学校として適当であるとともに、課程にふさわしいものでなければならない。</p>	<p>名称:にちなん中国山地林業アカデミー</p>	○																																											
<p>各種学校の経営</p> <p>(各種学校規程第14条第1項)</p>	<p>各種学校の経営は、その設置者が学校教育以外の事業を行う場合には、その事業の経営と区別して行わなければならない。</p>	<p>学校教育以外の事業は行わない。</p>	○																																											